

平成23年11月25日

於：学術総合センター2階「中会議室」

水産政策審議会
資源管理分科会
第1回一斉更新小委員会議事録

水 産 庁

水産政策審議会資源管理分科会第1回一斉更新小委員会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 11月25日 14時00分

閉会 平成23年 11月25日 15時34分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

小川 栄 奥村 保之 風無 成一 高橋 健二 長屋 信博

野村 俊郎 宮島 英雄 八木田和浩 山川 卓

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 柄澤漁政部長 橋本企画課長 丹羽管理課長

熊谷資源管理推進室長 黒萩指導監督室長 長谷漁業調整課長

加藤漁船漁業対策室長 矢吹沿岸・遊漁室長 内海漁場資源課長

木島海洋技術室長

4 議事

別紙のとおり

第1回一斉更新小委員会
議事次第

日 時：平成23年11月25日（金）14:00～15:34
場 所：学術総合センター2階「中会議場」
東京都千代田区一ツ橋2-1-2

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 指定漁業の概要
- (2) 平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針（素案）
等について
- (3) 指定漁業の主要対象資源の現状と見通し
- (4) その他

3. 閉 会

○山川委員長 皆さんおそろいようですので、ただいまから第1回「資源管理分科会一斉更新小委員会」を開催いたします。

私は当一斉更新小委員会のとりまとめ役としまして、委員長を仰せつかりました山川でございます。よろしくお願いいたします。

本委員会につきましては、既に先ほど開催されました資源管理分科会におきまして、委員会の設置及び委員の構成の了承がなされておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は委員の皆様全員、9名の方が御出席して下さっております。

また、本委員会につきましては、すべて公開となっております、会議内容等につきましては、後日、公表する予定としておりますので、このことをあらかじめ申し添えます。

それでは、議事に入ります前に、宮原水産庁次長よりごあいさつをよろしくお願いいたしますと思います。

○宮原水産庁次長 こんにちは。水産庁の宮原でございます。

午前中の資源管理分科会で挨拶をしないで、こちらで挨拶をすると奇異に感じる方もおられるかもしれませんので、簡潔に済ませますので、お許してください。

委員の方々には、午前中の会議に引き続きまして、この小委員会ということで、大変御苦労をかけますが、どうかよろしくお願いいたします。特に座長を引き受けていただいた山川委員長には、また御苦労をかけますが、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

早いもので5年経って、また一斉更新かという感じがいたしますが、今回は震災があったこともあり、水産庁としても、水産業界がまた活力を取り戻す1つのきっかけになればという思いを込めて、この検討に入っていきたいと思っております。皆様方のお知恵を拝借したいと思っておりますので、御意見をよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

まず水産庁から一連の提出資料について説明を受けた後に討議に入っていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題の「(1) 指定漁業の概要」「(2) 平成24年『指定漁業の許可等の一斉更新』についての処理方針(素案)等について」企画課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○橋本企画課長 企画課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきます。資料は5種類でございます。

資料1「一斉更新小委員会委員名簿」でございます。長屋委員のところでございますが「代表常務理事」となっていますが「代表」というのは誤りでございまして、「常務理事」でございます。大変失礼いたしました。その部分を訂正させていただきます。

資料2「指定漁業の概要」でございますが、1と2につきましては、資源管理分科会で御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

資料5「一斉更新スケジュール」でございまして、1月中旬頃に2回目の小委員会を開催しまして、一斉更新処理方針について御了承いただく予定でございます。3月に資源管理分科会を開催しまして、隻数等に関する公示の諮問を行う予定でございます。

資料3「平成24年『指定漁業の許可等の一斉更新』についての処理方針（素案）」について御説明申し上げます。この資料につきましては「第1 指定漁業を取り巻く状況」「第2 基本的処理方針」「第3 漁業種類ごとの処理方針」の3つに分かれております。私から「第1 指定漁業を取り巻く状況」と「第2 基本的処理方針」を御説明申し上げて、「第3 漁業種類ごとの処理方針」については担当課長から御説明申し上げます。

「第1 指定漁業を取り巻く状況」でございすけれども、東北地方太平洋沖地震及びこの地震が引き起こした大津波で、全国の漁業地域に甚大な被害をもたらしたという状況は御承知のとおりでございます。被災地域の水産業の復興というものは、国民に対しましての水産物の供給の確保の観点からも極めて重要な課題です。被災漁業者が今後の漁業の継続について希望を見出せるように、制度的な手当を検討することが必要であるということでございます。

指定漁業を取り巻く環境について概観いたしますと、我が国の周辺水域においては、資源状況が低位にある資源も多く見られるということで、引き続き水産資源の適切な保存・管理の確保を図ることが必要でございます。

また、沿岸・沖合漁業者間で漁場や魚種の競合等の軋轢が生じているということでございますが、相互理解を図るための協議の促進、さらなる信頼関係の構築に向けた手法の導入等、漁業種類や地域ごとの状況を踏まえたきめ細かな対応が必要という状況でございます。また、近年、痛ましい海難事故が相次いでいるといったこともありますので、そういったことも受けまして、漁船自体の安全性を向上させるための対策が求められている状況でございます。

続きまして、漁獲量重視の操業体制から収益性重視の操業体制への転換です。船団隻数の縮小等が急務になっているということでございまして、漁業構造改革事業等を着実に推進していくことが重要という状況でございます。

2ページでございますが、国際的に見ましても、外国漁船との漁場競合の激化や地域漁業管理機関による国際的な漁業管理が本格化していることから、これらの動きに的確に対応することが求められている状況でございます。

以上を踏まえまして、今回の一斉更新におきましては、以下のように対応するというところでございます。

「第2 基本的処理方針」でございす。

「1 東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減」でございまして、これまでの処理方針におきましては、原則として、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したもの等を削減いたしまして、現に指定漁業の許可または起業の認可を受けて

いる船舶の隻数を公示することにより、極力公示隻数の縮減に努めてきたところでございます。

しかしながら、被災によりまして、船舶を失った漁業者や被災地において不自由な操業を強いられている漁業者の経営リスクの軽減の観点から（１）ですが、指定漁業のうち、被災地域における主要漁業種類であり、資源水準に対して現行許可隻数が過剰でないものとしたしまして、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業については、前回の公示隻数から、平成19年8月以降に減船・廃業したもの等を削減せずに、前回と同じ公示隻数とするという考え方でございます。

兼業機会の拡大や代船取得の促進を図るためということで、我が国周辺水域で操業可能なイカ釣り漁業の船舶の総トン数の上限を緩和するという事を考えております。

「2 資源管理のための漁獲努力量の抑制」でございますけれども、3ページにいけます。資源水準がまだまだ低位にある資源も多く見られることから、いか釣り漁業及び北太平洋さんま漁業以外の漁業に係る公示隻数の決定に当たりましては、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したものを削減するとともに、許可または起業の認可を行うことが不適当と認められるものを削減することによりまして、極力公示隻数の縮減に努めるものとするということでございます。

「3 信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築」でございます。

（１）ですけれども、漁業調整の円滑化及び漁業取り締まりの効率化のため、必要なものに衛星船位測定送信機、いわゆるVMSの設置及び位置の報告を許可の制限または条件として付することとするということでございます。

「（２）沿岸・沖合漁業者の協議の促進」ですが、記載のとおりでございます。

「（３）国際的取り決めの遵守のための措置」ということで、沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業につきましては、ロシア水域での漁獲量等の適正な管理のため、操業日誌の記載等を義務づける措置を導入するというところでございます。

4ページですけれども、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業について、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づきまして、中西部太平洋においてオブザーバーの乗船を義務づけることについて検討するというところでございます。

「4 漁船の安全性の確保」でございますけれども、漁船の復原性の向上に効果のある浮力体、バルジ等の漁船両舷への装備等を推進するために、これらの装備等に伴う増加トン数について、漁獲能力の増加に直接つながらないということを個別に審査しながら、船舶の総トン数規制の緩和を行うということでございます。

「5 国際競争力の確保」でございます。

「（１）漁業の構造改革に資するための規制等の見直し」ということで、漁業の構造改革による試験操業により、漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、船舶の総トン数規制の見直しを行うということでございます。

以下（２）及び「第３ 漁業種類ごとの処理方針」につきましては、担当課長から御説明いただきます。

○長谷漁業調整課長 漁業調整課長の長谷でございます。

（２）の①から続けて御説明いたします。

まず最初の陸揚港の変更手続の見直しですが、これは漁業者が一度届出したものを変更しようとする場合、現在は許可制をとっているわけですがけれども、最初と同じように届出でいいという、純粹に手続的な見直しでございます。

②はかつお・まぐろ漁業ですけれども、地域漁業管理機関でのオブザーバー乗船制度などが整備されてきていることを踏まえまして、漁獲物等の転載や国外陸揚げに係る許可制を廃止するというところでございます。

③はいか釣り機台数規制の緩和ということで、現在は１隻 25 台という規制がございますけれども、午前中も大分議論がありましたが、いか釣り漁船は大幅に減少しております、TAC についても相当部分を取り残しているという状況を踏まえまして、残った船の生産性を少しでも向上させるという意味合いで、台数制限の緩和を図りたいと思っております。

④は英文での許可証の発行ということです。

⑤は漁獲成績報告書の迅速な分析を行う体制、整備が進んでおりますので、個別の報告等の事項を簡素化するという話でございます。

「第３ 漁業種類ごとの処理方針」になります。

「１ 沖合底びき網漁業」ということで、許可の公示隻数、先ほど全体の話については企画課長から説明がありましたけれども、具体的にはここに書いてあります①の隻数から②と③分を差し引くというのが基本になります。①が前回の一斉更新での隻数です。②はその後に資源管理等のために減船・廃業し、または減船・廃業することが予定されている船舶の隻数ということです。③はそのほかに２年間以上休漁している船の許可、一斉更新時点で認可期間が原則 10 か月なんですけれども、10 か月を超える船につきまして、一斉更新のときに、その延長なりを認めることが不相当と認められる場合には、その隻数を引くということで、これは従来どおりの考え方でございます。

６ページの「２ 以西底びき網漁業」の公示隻数も基本どおりでございます。

「３ 遠洋底びき網漁業」につきましては（２）のところがございますように、従来は漁場が外国水域ということで、操業条件の変更があるという考え方に基つきまして、５年ではなくて１年ごとの許可であったものを、その後の状況、最近の状況を見まして、毎年のように操業条件が大きく変更になる状況とは必ずしも言えないことから、今回５年の許

可に変えたいということでもあります。そういった意味で、基本の①と②があつて、③の部分がございません。今回1年許可が5年許可になるので、その点での違いでございます。

「4 大中型まき網漁業」についても、①～③までは一緒です。

④についてご説明させていただきます。これは海外まき網を除く我が国周辺で操業する大中型まき網漁業についての記述でありまして、文章としてちょっとわかりにくいので御説明いたしますけれども、10月1日現在で周辺水域の大中まきは90船団でございます。これに対して倍近くの数と許可があるということなんですけれども、これは過去に多数のまき網漁船に対して許可が行われていた中であつて、複数の海区で操業できるように、他の漁船の有する許可を承継してきた結果、これは経営のリスク分散等を踏まえた対応ということで、制度内での対応だったわけですが、そういう実態がございます。

他方、今年度から資源管理漁業所得補償対策を導入いたしまして、大中型まき網漁業についても相応の国費を投入して、資源管理の取組みを強化しているということでございます。

午前中の議論でもありましたけれども、一方、低位水準で推移してきましたマサバあるいはマイワシ、こういった大中型まき網漁業の主対象魚種について、回復の兆しが出てきております。80年代のことを思い出していただきますと、マイワシの資源量、漁獲量というのは物凄く大きなものがあつたわけございまして、資源の回復を望みたいところではありますけれども、御存じのように、物凄く大きな変動をするという状況です。これからの5年間の間にどうなるかというのは、予測がつかかねるところがありますけれども、基本的に資源の特性としてそういうことがあるということでございます。

そういう中であつて、先ほど言いましたように、船団数に対して倍の許可枚数があるということは何を意味するかというと、制度的には船団数が倍近くになり得るということですから、これについては、先ほど言ったような資源管理の強化あるいは適切な管理、漁業調整問題への対応といったことを考えますと、これが直ちに船団数が増えるという状況にあるわけでありませんが、手当として、船団数に合わせた許可の枚数にしたいという趣旨であります。我々は許可の1枚化と言っているんですけれども、例えば北部太平洋と東シナ海2枚の許可で操業していたとしたら、それを1枚の形にして、今までどおり操業していただくことを考えております。

「5 遠洋かつお・まぐろ漁業」ですけれども、これにつきましては、公示隻数は、基本の形で考えております。

8ページの「6 近海かつお・まぐろ漁業」も同様です。基本形であります。

「7 北太平洋さんま漁業」につきましては、先ほど企画課長から御説明しましたように、資源との関係でまだ余裕がある。TACの消化状況などを見ましても、まだ余裕があるということなので、今回の震災復興のためということ念頭に、公示隻数を前回並みにしたいという考えであります。

(3) に書いてありますのは技術的な話ですけれども、平成 14 年に総トン数別の操業期間に関する規制を廃止しておりますので、それとの関係で、トン数別の標識の表示の規定を廃止するというところでございます。

9 ページの「8 日本海べにずわいがに漁業」は基本の考え方で、公示をしたいと思っております。

「9 いか釣り漁業」は、先ほどの北太平洋さんま漁業と同じように、前回並みの公示隻数としたいということでございます。

(3) については、先ほど出てまいりましたけれども、復興との関係で、代船取得をより容易にする意味合いも込めまして、現在 185 トンとなっておりますものを 200 トンという方向で変えたいということでございます。

以上でございます。

○山川委員長 ありがとうございます。

続きまして、議題「(3) 指定漁業の主要対象資源の現状と見通し」です。資料 4 になりますけれども、こちらについても事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○内海漁場資源課長 それでは、資料 4 「指定漁業の主要対象資源の現状と見通し」ということで、説明させていただきます。

漁場資源課長でございます。

指定漁業の公示に当たりましては、漁業法の第 58 条において、農林水産大臣は、指定漁業の許可または起業の認可をする場合には、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の養殖保護または漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、公示をすると定められております。このことから水産動植物の繁殖保護という文言との関係で、一斉更新のたびに指定漁業の主要対象資源の現状と見通しという資料でもって説明をさせていただいているところであります。

それでは、資料 4 に基づきまして、漁業種類別に説明させていただきますが、午前中、資源管理分科会で最新の資源評価の説明をしましたので、なるべく簡単に説明をしたいと思います。

それから、今回の漁業種類別ですが、午前中に説明がありましたように、基本的に単年度許可で動くもの以外のものを一斉更新の中で議論していくということですので、基本的には 5 年許可で動くものを対象にした説明資料になっております。

「1. 沖合底びき網漁業」ですが、これはいろいろな魚種を漁獲しております。それぞれ海域によって対象が若干違いますので、海域ごとに記載しております。

「(1) 北海道区」ですけれども、北海道海区の沖底は、漁獲量を見ますと、やはりスケトウダラ、ホッケが漁獲の大宗を占めております。この 2 種が重要資源ということで、これらの資源状況ですが、スケトウダラの資源は午前中に申し上げましたように、太平洋系群が中位水準である以外は低位にあります。横ばいのものが日本海北部、根室海峡、増加傾向はオホーツク海南部であって、日本海北部の系群は厳しい状況であります。

ホッケ資源ですが、道北の系群については、最近3か年の漁獲量が減少して、CPUEが下がっているということで、低位、減少傾向でございますが、一方、太平洋側の根室道東・日高・胆振系群は、中位で横ばい傾向にあるという状況であります。

「(2) 太平洋北区」ですけれども、ここはスルメイカ、マダラ、スケトウダラといったものが主要な漁獲対象になっております。

スルメイカ資源につきましても、午前中に話しましたように、太平洋側には冬季の発生系群が回遊してまいります。これについては中位水準で、減少傾向です。

マダラ資源は、高位で増加傾向にあります。

スケトウダラは、先ほど説明しました北海道の資源と同じ系群を利用しているということでございます。

「(3) 太平洋中・南区」ですけれども、この海区の沖底では、主要資源と呼べるものはニギスぐらいしか見当たりません。あとは雑多な資源を漁獲しているという状況でありますけれども、ニギスの太平洋系群については、中位、横ばいでございます。

ヤリイカの太平洋の系群については、中位、増加傾向という状況になっております。

「(4) 日本海北・西区」ですけれども、日本海も雑多な資源を漁獲しております。ウエートの大きなものはハタハタ、カレイ類、ニギス、ズワイガニといったものになっております。

ハタハタですけれども、日本海の西の方で獲れます系群は高位、横ばい、北の方で獲れます系群は、中位、横ばいという状況であります。

カレイ類では、沖底での漁獲が4割から6割に上ると言われているアカガレイの日本海系群については、中位、横ばいの傾向にございます。

ズワイガニについては、午前中に話しましたように、沖底の漁獲は富山県以西について盛んでありまして、これについては中位、減少の傾向にあります。

「(5) 対馬周辺海域」ということでまとめておりますけれども、この辺りではケンサキイカ、キダイ、カレイ類といった資源が漁獲されております。

ケンサキは、日本海・東シナ海系群ということで評価しますが、低位、増加傾向。

キダイは、日本海・東シナ海系群で漁獲量が安定していて、今、中位で増加傾向にあると見られております。

「2. 以西底びき網漁業」ですが、以西底びき網漁業の漁場は、かつて東シナ海・黄海の大陸棚上の広範囲に及んでおりましたけれども、現在では主に我が国EEZ内の海域に縮小しまして、特に近年では九州西方の東シナ海北部海域に漁場が集中する傾向がございます。

主要対象種も大きく変化してしまっていて、現在ではキダイですとか、イボダイ、イカ類が大きな割合を占めまして、かつて獲れていましたグチ類ですとかハモ、マナガツオ、こういったものの割合は小さくなっております。

資源の状況ですけれども、キダイについては、先ほど説明しましたように、中位で増加傾向。

イカ類のうちのケンサキは、先ほども話しましたが、低位、増加の傾向であります。

あと、今まで獲れておりましたキグチ、シログチ、ハモ、マナガツオ、エソ類、カレイ類、こういったものについては、低位の状況にあるということで、資源的に非常に厳しい状況にあるということでございます。

「3. 遠洋底びき網漁業」ですが、これは国際的な漁場で操業を行いまして、いろんな漁場で操業を行っております。ここに記載されております天皇海山のキンメダイですとか、ロシアのスケトウダラなど、さまざまな資源となっておりますが、こういったものの資源評価は外国の評価にも依存せざるを得ませんけれども、例えば南極海のおキアミですと高位、横ばい、あるいはロシア水域のスケトウダラも近年増加傾向にあると言われております。一方で、海山系の天皇海山のクサカリツボダイですとか、キンメダイといったものは資源が低位にあると言われております。

「4. 大中型まき網漁業」ですが、ほとんど午前中に、マイワシですとかマサバですとか、そういった資源について、細かく説明をさせていただきました。

特徴的なところは、太平洋でいえば、マイワシ資源が回復の傾向があるものの、まだ少ない。

マサバの太平洋系群も低位にあります。これは資源回復計画が功を奏して、先行き増加していくような傾向にあるのではないかと。

ゴマサバの資源は、依然非常に良好だということでありまして。

「(2) 日本海・東シナ海」ですが、ここも同じように、マイワシ資源については低位で、非常に少ない状況でございます。

マサバについては、中位、増加の傾向。

ゴマサバも中位、横ばい。

マアジも中位、横ばいということです。

こういった種がこの中での漁獲を引っ張っていつている状況でございます。

指定漁業で、次に遠洋カツオ・マグロ漁業、近海カツオ・マグロ漁業、大中型の中で海外まき網漁業と言われる漁業種類が関係するカツオ・マグロ資源についてですが、これを「5. かつお・まぐろ漁業」ということでまとめております。

総じて言いますと、それぞれカツオ・マグロ資源の多くは、地域漁業管理機関によって管理されております。マグロ類資源は一部の種を除いて、全体的に合理的利用の限界あるいはそれをやや超えたものもあると言われております。カツオ資源は、現時点では比較的安定していると言われております。

海域ごとに簡単に説明します。

「(1) 太平洋」ですが、クロマグロにつきましては、ほかのマグロ類に比べて年級変動が大きくて、資源状態もその動向に左右されやすいと言われておりますけれども、1989

年、1994年級群の加入により回復が見られ、近年は加入が失敗した兆候がないことから、資源状況は中位で減少傾向と考えられているということでもあります。

ビンナガにつきましては、表層漁業の漁獲圧が低い状況にありますので、近年の高い水準に支えられて、高い資源量水準と漁獲量を維持して、資源水準は高位で横ばい。南太平洋の同じ資源については、資源は高位、横ばいにあると考えられております。

メバチですが、中西部太平洋系群は中位、減少傾向、東部太平洋系群では低位、横ばいの傾向にあると言われております。

キハダについては、中西部太平洋においては、資源は中位、横ばいでありませけれども、特に西部熱帯域における漁獲が満限状態と考えられて、近年、加入は低いレベルと言われておりますので、今後の動向に注意が必要だと言われております。

カツオにつきましては、我が国が利用している中西部太平洋の資源は高位、減少傾向にあります。熱帯域における高い漁獲圧が日本近海への来遊減少を引き起こしている可能性というものが指摘されております。その点は注視していく必要があるということでございます。

「(2) インド洋」ですが、ミナミマグロにつきましては、資源状態低位、横ばい傾向であります。

ビンナガも資源は中位、横ばい。

メバチについては、中位、横ばいとされております。

キハダについては、資源状態が中位、減少ということで、乱獲初期の状況ではないかとされております。

カツオについては、インド洋ではいまだ高位、横ばいと考えられておりますが、資源状況は以前に比べ悪くなっているのではないかと見られております。

「(3) 大西洋」です。

大西洋のクロマグロは、西部大西洋における資源状態はいまだ低位、横ばいであるということで、ICCATで漁獲制限が小型魚の制限が行われております。東部大西洋については、現行のTACで資源は回復していくのではないかと考えられているということでもあります。

ビンナガについては、北大西洋の資源は低位、増加、南大西洋においては中位、減少。

メバチは歴史的に資源量の減少・漁獲死亡の増加が見られているので、現在は低位、横ばいと言われております。

キハダについては、資源状態は中位、横ばいで、比較的健全な状態と判断されております。

カツオについては、高位、横ばいということでもあります。

「6. 北太平洋さんま漁業」ですが、これは午前中に説明をいたしました。さんま資源は割と潤沢にありまして、全体のトレンドから見ると、資源水準は中位で横ばいとされて

おりますけれども、我が国の漁獲量に比して資源量は潤沢にあると考えられているところ
であります。

「7. 日本海べにずわいがに漁業」ですが、この資源状態は、漁区単位で漁場面積と年
間の平均 CPUE を乗じた値を積算したものを資源量指標値として判断しておりますが、現
在、資源は中位水準で増加傾向にあると判断しております。

「8. いか釣り漁業」の対象となる資源ですが、スルメイカにつきましては、午前中に
話しましたように、太平洋の方を回遊します冬季発生系群と日本海に分布する秋季発生系
群がありますが、冬季発生系群は中位、減少、秋に発生しますものが高位、横ばいであり
ます。

アカイカの資源ですが、我が国漁船の主要な漁獲対象となる冬、春産まれ群については、
2000 年以降は変動が大きいものの低位で、動向は横ばいと考えられております。

アメリカオオアカイカは、今、開洋丸が調査に行っておりますけれども、これは最近の
我が国漁船の主な漁場がペルー海域となっております。2000 年以降、資源は高い値で推移
しているということでしたが、最近年は 2009 年のエル・ニーニョ、2010 年のラ・ニー
ニャによって資源水準の低下が生じて、資源水準が高位から中位になったと言われておりま
す。

ニュージーランドスルメイカですが、ニュージーランド海域で漁獲されるスルメイカ類
は、現状では中位水準にあると考えられております。

資源状況については、以上であります。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

資料 5 「一斉更新スケジュール（予定）」がありますけれども、これも、今、御説明い
ただいた方がよろしいですか。

○橋本企画課長 資料 5 につきましては、1 月中旬ごろに第 2 回を開催すること、3 月上
旬に資源管理分科会を開催すること等、冒頭に簡単に御説明申し上げましたので、そのぐ
らいでよろしいかと思っております。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、討議に移らせていただきたいと思います。

委員の方々から御発言をよろしくお願ひいたします。長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 全漁連の長屋でございます。

我が国の漁業は、長年にわたります安価な輸入水産物の流入や、近年の景気後退に伴い
ます消費の減退によりますところの収入の減少の一方で、燃油等のコストが上昇し、総じ
て相当厳しい状況にあると認識しているところでございます。

ただ、一方で、そういう厳しい状況にある我が国の漁業でございますが、世界的な水産
物の需要の増大等から、水産業についての将来の可能性というのは明るいものがあると言
われる方々も相当程度出てきているところでございます。

私どもとしては、こういう機会に我が国の漁業がしっかりと将来に向けて発展をしていけるような構造にどう持っていくかということは、一斉更新の中でも議論されていく必要があるのではないかと考えております。

そのような議論の前提として、沿岸・沖合・遠洋、それぞれ、今、申し上げたような状況にある中で、我が国の漁業界全体で早く協議を行い、先に向けてのしっかりとした信頼関係を作った上で共存できるような構造にどう持っていくかということと、世界に向けて競争力のある構造をどうつくっていくか。こういうものに、今、取り組んでいかないとならないのではないかと考えています。

結果として、沿岸漁業においては、就業者の高齢化、漁船漁業においても既に平均船齢が20年を超え高船齢化が進んでいる。次の一斉更新、その次の一斉更新のときには一体どうなっているかということについて、皆さん方が一番大きな心配をしているところだと思っております。

そういった意味で、3点ほど申し上げたいと思っております。1つは沿岸と沖合漁業におけます紛争の解決を急ぐ必要があるということだと思っております。前回の一斉更新の処理方針におきましても、国は県とともに仲介による協議の促進を図るということで、国においては、このことについて相当努力をいただいております。そして、それが各地で一定の評価がされているところではございます。ただ、結果としてこの問題の解決に結び付いていることは、まだ少ないものだと思っております。このような協議の促進を通じて、沿岸と沖合というものが早く共存できるような構造に持っていく。このためには、更に国におかれましては、協議、仲介等に御努力をいただきたい。そういう中では、資源の管理と経営が整合するような観点に立って、国も1つの調停案を示す、そこまで踏み込んだ対応が必要ではないかと考えております。

2つ目は、これらの決められたことについて、しっかりとした管理なり取り締めりが必要です。午前中の会議でもTACに関する漁獲の報告についてのいろいろな御議論もあったと思います。また、違反操業に対する厳格な対応を通じて、国の姿勢を示していただくことによって、それらの業種間の信頼関係を是非つくっていただきたいと思います。そのための体制、システムについても、国の積極的な対応をお願いしたいと思います。

3点目は、私ども漁協系統が長年にわたってお話をしているところでございます。最初に申しました漁業の生産構造をしっかりと先に向けてつくっていく必要がある。こういうことのためには、資源の管理と経営が両立できるような全体の生産構造はどうあるべきなのかということと、もう一点は先ほども申し上げましたように、喫緊の課題として出てきているのは、これだけ船齢が高齢化をしてきている中で、国として10年後の日本の漁船漁業の体制をどういう形でしっかりと守っていくのか。この両面から私どもが申し上げてきた全体的な生産構造、言わばグランドデザインという言葉で申し上げてきているところでございますが、こういうことについて、そろそろ国がしっかりとした考え方を示していく必要があるのではないかと考えております。

ここまできますと、業種別にどれだけの隻数を残していかなければならないか、こういうこともあえて示していないと、ある一定のところまでいけば、それぞれの業種の中で漁場探索の能力等に限界が来ると思っております。そういうものをしっかりと見極めた上で、200海里の中の資源を有効に、また効果的に利用していく体制をどうつくっていくか。もうそろそろ国がしっかりとした先行きの見通しを示して、それに向けた業種間の話し合いであるとか、国民に対してそういうことを語った上で、国の大胆な政策を打っていく必要がある。このようなことを考えていく必要が、今回の一斉更新においてはあるのではないか。このような問題提起をさせていただきたいと思っております。

個別の問題といたしましては、処理方針の中では、イカ釣り漁業についての規制の緩和が示されているところでございます。2ページにおけますイカ釣り漁業等の言わば総トン数の上限の緩和の問題、イカ釣りの釣り機の台数の緩和の提起がされているところでございます。私ども沿岸、小型イカ釣り漁業の中でも厳しい議論をしたところでございますが、現在のイカ釣り漁業の厳しい実態を認識しているところでございます。そういった意味で、操業上のトラブルを起こさない対応をとっていただくことを前提にして、このような緩和について進めていただくような意見を述べたいと思います。

ただ、イカ釣り機の台数につきましては、この制限を全く撤廃してしまうことについては小型イカの方でも心配の意見があるわけでございますから、それなりの条件を設けることで対応いただければと思っております。

以上でございます。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

最初の3点は、沿岸・沖合の紛争解決、取り締まりの問題、全体的な生産構造、グランドデザインといった問題、これらにつきまして、水産庁から見解はございますでしょうか。

○長谷漁業調整課長 紛争解決への努力、協議の促進ということは、引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、取り締まりの強化の話も出ましたけれども、協議の促進をしっかりとやってまいります。午前中も柳谷特別委員から禁止ラインの話が出ましたけれども、こういったものは沿岸の方は沖合に対して出て行けとおっしゃるわけですが、裏から見ると、それはまた死活問題ですから、非常に難しい問題ではありますが、そういうことも含めて話し合いの結果、うまく納得のいく話ができれば思っております。

一方で、沖に出て行けという話の背景には、違反をしているのではないかと、夜陰に乗じて実はやっているのではないかとという疑心暗鬼の話があります。それにつきましては、沖合の方にそれを申し上げると、嵐を避けるためにしていたんだとか、いろんなことをおっしゃいますけれども、それをまた沿岸に伝えても、疑心暗鬼が解けないという悪い構造になっている面が多々あると思っておりますので、そういうことを踏まえて、今回VMSの話、9月の分科会でもお話させていただきましたけれども、そういうところから信頼関係

の醸成、疑心暗鬼を解きほぐすということで、盛り込ませていただいているところがございます。

イカ漁業の緩和の話がありました。小型イカの方に御理解をいただくためにも、中型とのトラブル防止の話し合いについても、水産庁として、仲介、斡旋をしっかりとやっていきたいと思っております。

グランドデザインの話は、担当課長からお答えします。

○橋本企画課長 指定漁業について申し上げます、御存じのとおり、水産資源や水産物消費の動向、燃油等の漁業資材や水産物の価格等、指定漁業をめぐる諸状況につきまして、長期的に正確な予測を行うことは困難であるということがございます。一方、指定漁業は他の漁業と比べて多額の資本を必要とすることから、一定期間安定した経営を行えるようにすることも大事であることから、5年ごとに許可すべき隻数を公示している制度になっております。一斉更新の公示におきまして、種類とか操業海域ごとに漁業の規模とか必要な規制について提示しているということで、これが国が示している5年間についての指定漁業の姿でございます。

また、水産庁としましては、5年ごとの指定漁業の一斉更新と同時期に基本計画を策定いたしまして、水産業全体についての施策の方向を提示しているところがございますので、そういった中で、資源管理と経営の両方について考えていくといったことかと思えます。

こういった全体的な方向に沿いまして、具体的な施策としまして、漁業構造改革事業によりまして、船団の縮小による操業の合理化等を予算措置として推進しております。数字を言えば、指定漁業につきましては41件の実績があるといった状況になっております。

○山川委員長 ありがとうございます。

長屋委員、よろしゅうございますでしょうか。

風無委員、よろしく願いいたします。

○風無委員 北海道機船連の風無でございます。

我々の沖合漁業も沿岸漁業もそれぞれの地域において、産業の1つとして、地域の経済を支えておると自負しているところがございます。特に我々は魚をごそっと獲り過ぎて評判が大変悪いんですけれども、沖合底びき網漁業もある程度のボリュームを上げることによって、地域の包装資材、加工屋さん、運送業者、いろいろな人たちをある程度支えている。裾野の広い漁業だと自負しておるわけでございます。

そういう中で、沿岸さんと我々で資源の獲り合い、悪い言葉でいうと資源の分捕り合戦、このようなことに日夜費やしているのでは、誠に情けない。おまけに今度は場所の取り合い、出て行けとか、行かない、中にもっと入れとか、外に出ろとか、そういうことでは誠に情けない。私も再三申し上げているんですけれども、このような一定の法定ラインがあってこそ、我々は今まで船をつくり、事業計画を立てて、生活を支えてきているものであります。

処理方針について、細かいことですが、具体的に質問といたしますか、お願いをいたしたいと思います。

1つは、大震災の復興に向けた被災者リスクの軽減の中で、特に水産関連の復旧・復興、水産物の放射性物質の問題の収束に相当時間がかかると思いますので、是非これらの状況を勘案して、起業の認可の延長をお願いいたしたいと思います。

2ページになります。衛星船位測定送信機、VMSについて、いかにも我々沖合業者が悪いことばかりするから、鈴を付けるという処理だと思えます。外見上悪いんですが、沖合漁業ばかりが違反を重ねておるように見える措置だと思えます。水産庁さんでは、当初は資源管理の観点から付けるんだ、次は取り締まり体制の充実の観点である、現在は漁業調整上の観点である、このように説明があるわけですが、一貫性がないということで、我々漁業者は大変困惑をしているわけであります。漁業調整上の理由だけで義務化するということであれば、沖合漁業のみを対象にするのは片手落ちで、反対でございます。漁業調整問題はいろいろなところであるんですが、当事者間の話し合いによる解決が原則だと思えます。ですから、沖合漁業者のみに設置をするのは、大変不公平だと考えております。遠洋・沖合双方が操業の実態を客観的に把握する必要があるにもかかわらず、沖合漁業のみ設置するというのは、再三言わせてもらいますけれども、これは片手落ちです。VMSが実際に設置をされてから、どのように設置をされるかは不透明な部分も多うございまして、効果などの実証もされていないわけであります。そんなことで、沖合漁業と沿岸漁業の操業秩序が、片一方は付けている、片一方は付けていないということで、大変矛盾を生じまして、混乱も生じると思えます。

それから、ちょっと方向が違うんですけども、外国漁船の取り締まりについてです。韓国漁船について、今年3月からGPSの記録保持が義務化される予定であったと聞いております。しかしながら、本年の政府間交渉で3年間延長されたと聞いておりますし、こちら辺について、自国の沖合業者ばかりに鈴を付けていろいろ管理をするということは、片手落ちである、大変不公平であると憤慨をしているわけでございます。

以上です。

○山川委員長 ありがとうございます。

今の御意見に対しまして、水産庁から何かコメントはございますでしょうか。よろしくお願ひします。

○橋本企画課長 被災漁業者の起業の認可につきましてですけれども、東日本大震災によりまして、船を失った漁業者の方が、また船を手当てして操業を再開するというのは、御指摘がありましたとおり、造船所の復旧の状況とか原発の事故の影響等さまざまな阻害要因があるということは、当方も承知しております。

今回の一斉更新に当たっては、被災により船を失って、認可を受けている方は現に当該指定漁業の起業の認可を受けている実績者としまして、他の申請に優先して、新たな許可または認可を受けることが可能でございます。

更に先ほどの話ですけれども、認可期間の延長につきましては、認可の有効期間が終了する時点において、造船所の復旧程度など客観的な状況を考慮して、検討を行いたいという事で考えております。

○山川委員長 あと、VMS と外国漁船取り締まりの関連につきまして、長谷課長、よろしくをお願いします。

○長谷漁業調整課長 VMS のことにつきましては、今年度、予算に基づきまして実証事業をやっておりますので、一斉更新までの間にもいろいろと運用についての確認をやっていきたいと思っております。

また、沖合だけがなぜというお話も出ましたけれども、ここのところは、一般的にいて漁獲圧の強い方の沖合漁業からまず取り組んでいただく。いかにも違反をしているかのようにというのは誤解でありまして、VMS について、費用も国が負担して付けさせていただくという方向でやっておりますので、その中で遵法操業していただければ、何の問題もないということです。このとおり問題ないではないかというところから、信頼関係の構築ができればいいと思っておりますので、是非御理解いただきたいと思っております。

外国船の取り締まりの話は、担当からいたします。

○黒萩指導監督室長 先ほど委員からお話がありましたとおり、日韓の関係におきましては、資源管理のための両国のロードマップ策定の合意を取りつける過程の中において、韓国側の船の GPS の記録を残すということは、若干の猶予期間を置くことになったわけでございます。その事実はございますけれども、外国漁船に対しまして、我々は 38 隻の取締船と 4 隻の航空機を中心に取り締まりを徹底的に行っているところでございますが、そこに精力を傾けさせていただくためにも、国内の漁船に VMS を設置する方向で調整していただきまして、対応させていただければと考えておるわけでございます。

それから、今回の VMS につきましては、開発実証ということで対応させていただくことになっておりますので、先ほど漁業調整課長からも話がありましたとおり、情報の取扱いにつきましては、実証の過程でしっかりと対応をしていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

高橋委員、よろしく願いいたします。

○高橋委員 今回の一斉更新に当たって 2 点あるのですが、1 つは安全の問題です。昨日も近海マグロ船で火災事故を起こして、悲惨な事故になっています。けれども、そういった観点から安全の対策が徹底できない船についての一斉更新というのは、できればしないでほしいと素朴に思っております。海難事故というのは、船の数が減れば、当然海難の総体数の数が減ってきますが、パーセンテージからいくと、決して減っているとは認識いたしておりません。海難事故を含めた事故が多い産業は、外部から見た場合、後継者育成、確保についても参入しづらい、悪いイメージばかりが先に立ってしまう。そういった観点

から、安全管理、安全対策というものを徹底していただきたい。許可を下す段階で、漁業法にもいろんな記載があったんですが、遵法精神などがあったと思います。そういうことも含めて、安全対策を徹底していただきたいというのが1点です。

それから漁業については後継者不足ということであると認識しておりますけれども、今、言った漁業法の遵法精神に関連して、船舶職員の乗船が徹底されていないということがございます。これが事故の原因とは申しませんが、要因の1つであると思われま。ルールというものが必ずあるわけですから、後継者育成の観点からいっても、適正な後継者を育てて乗船をさせることを併せて、一斉更新に当たって、その辺も重点を置いて対応していただければと思います。

もう一点なんですが、先ほど来 VMS の話が出ております。私は公平な立場から、将来的には漁業種ではなくて、トラブルの多い海域のトン数制度で搭載をしたらどうかと思っております。例えば 10 トン以上の船であれば全船付けるとか、偏った漁業種になりますと、どうしても業界の皆さんとの摩擦、感情的なものも含めて、沿岸と沖合の皆さんのトラブルを助長するような感じもしますので、公平な面からいくと、トン数制度でやったらいかなものかと思っております。これは意見でございます。よろしく申し上げます。

○山川委員長 ありがとうございます。

安全対策、船舶職員、VMS はトン数でやってはどうかということですが、何かコメントございますでしょうか。

○木島海洋技術室長 今、安全性の向上につきましてお話ございましたけれども、高橋委員がおっしゃるように、例えば大栄丸の事故ですとか、漁船の場合につきましては、沈没とか転覆などの重大事故が多いわけでございます。このため、海難事故の調査でも復原性を向上させるような取組みをしっかりと報告書が出ております。今年からですけれども、漁船復原性の向上対策の技術開発を行いまして、例えば 135 トンのまき網船については、ブルワークを復板化することで復原性が向上しております。このことによって総トン数が 3 トン上がるんですけれども、これでしっかりと復原性が向上したということを確認しております。

今後の話でございますけれども、特に復原性がどの程度向上するのかというのは、ブルワーク復板化とかバルジを付けていくわけですが、これについては外部委員を含む委員会を設けます。そこでしっかりと議論をして、どの程度安全性が向上するのかということですか、実際のトン数がどの程度増えるのかということも含めて確認をとり、漁船の安全性の向上を図っていきたくて考えております。

○山川委員長 後の御意見は、御意見、御要望として承ったということで、よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。奥村委員、よろしくお願いたします。

○奥村委員 福寿企業の奥村と申します。

処理方針について、資料の中から 2～3 つお尋ねしたいと思います。

指定漁業の概要につきましては、資料2で漁業種ごとの隻数の生産量及びその推移の基準が出されております。しかしながら、遠洋カツオ・マグロ漁業について実態を正確に認識するためには、漁業種として遠洋カツオ一本釣りと遠洋マグロはえ縄では全く別の漁業でありまして、既に許可は分類されております。また、許可と認可も分けて説明していただければと思っております。

なお、私が営んでおります遠洋マグロ漁業で申し上げますと、資料4では平成12年から表示されておりますが、平成12年に2割、132隻の国際減船が行われております。その前から見れば、平成12年の約600隻が今日約250隻、このうち私どもがいわゆる外資系と呼んでいる船が約50隻ありますので、これを除きますと、10年間で7割廃業しております。廃業した400隻のうち、国の減船補助金をもらって減船できたのは、半分の200隻になります。これは全体像として漸減しているということではなくて、激減し続けている、止まっていないという実態を認識した上で、今後漁業に制度として必要なことはどうということなのかを考えていただきたいと思いますと思っております。

次ですが、資料の中の具体的項目についてお尋ねいたします。資料3の第2の3です。先ほどもお話がございましたが、VMSの導入について書かれております。私どもは既に導入済みでございますが、導入することについては異存はございません。ただ、その中に漁業取り締まりの効率化のためという理由がVMS導入の理由として書かれております。もしそうであれば、先ほども漁業調整課長からお話がございましたが、導入と運用の費用は当然国費で負担していただきたいと思っております。

また、できれば漁業者負担となった先行漁業種についても、何らかの代替支援措置を検討していただきたいと考えております。

同じく資料3の3にWCPFCのオブザーバー乗船の義務化が書かれております。条約上の規制を国内で制度化することに異存はございません。ただ、乗船比率等で条約で義務づけられている以上の過剰な国内義務づけは行わないという表現をしていただければと思っております。

また、WCPFCのオブザーバーは科学データの収集のほか、操業ルールの監視業務を負っていると理解しておりますので、先ほど申し上げましたVMSと同様に、乗船に係る費用は漁業者負担とならないように措置をお願いしたいと思っております。

WCPFC以外の水域の国際管理機関による地域オブザーバーのみならず、ナショナルオブザーバーについても、この際すべて国の負担でお願いしたいということでございます。

最後に2点ほどお尋ねいたします。業界の規定更新に要望書に書かれておりましたことなんですが、1つ目は、遠洋マグロはえ縄漁業者の生き残りの手段の1つとして、日本の漁業者が所有権を海外籍としてチャーターバックした場合、日本の許可で運行できるように認めていただきたい。特例的に臨時措置としてでも御検討をお願いしたい。

もう一点ですが、海外漁業の大型化試験操業運転の取扱いについて、どのようなお考えなのかお示しをお願いしたい。この2点でございます。よろしく申し上げます。

○山川委員長 ただいまの御発言に対しまして、コメントをよろしく願いたします。

○長谷漁業調整課長 私からはオブザーバーの話と海外まき網の話をしたと思います。

カツオ・マグロ漁業に関するオブザーバーについては、資源評価ですとか漁業管理に必要なデータ収集等を行うために、科学オブザーバーの派遣あるいはオブザーバーの育成事業を実施しております、これにつきましては、引き続き必要な経費の確保に努めていきたいということでもあります。こういった事業を行うことによりまして、漁業者の負担経費が軽減されていると考えておりますので、この点については御理解いただきたいと思っております。

それから、海外まき網漁船の大型化についてなんですけれども、平成 19 年の一斉更新の際に、海外まき網漁業関係者から国際競争力強化のための大型化を認めてほしいとの要望がありまして、これを受けまして、大中型まき網漁業の国際競争力強化のための試験操業に関する取扱い方針を定めまして、制度的には通常の許可としつつも、資源管理に配慮しつつ、より効率的な操業を行うための試験操業として、その結果についても検討しているところでございます。2 年間の操業の結果、一定の小型魚の削減効果は認められるものの、船によってはまだ十分な結果が達成されたとは言えない状況もございまして、今回も海外まき網漁業協会からは、まき網船の大型化について要望が出されておりますけれども、試験操業の状況を踏まえつつ、また関係業界とも調整しまして、今後の取扱いについて、次回の小委員会でその内容をお示しすることとしたいと思っております。

○山川委員長 ありがとうございます。

企画課長、よろしく願いたします。

○橋本企画課長 外国船籍の漁船に対する指定漁業の許可について申し上げます。平成 19 年の漁業法改正によりまして、日本船籍の漁船については漁業法が適用されて、外国船籍のものについては適切に規制できないという不均衡を是正するために、日本国民が外国船籍を使用して行う漁業について、漁業法に基づく規制の対象とされているということでございます。ただいまおっしゃられたような御要望があるということについても承知しているところでございますけれども、外国漁船が公海におきまして操業する場合には、旗国の管轄権、外国の水域におきましては、当該外国の領域主権あるいは EEZ であれば主権的権利がそれぞれ及ぶということで、我が国が取り締まりを行えず、当該船舶の適切な管理ができないという状況になります。したがって、外国漁船には指定漁業の許可を与えることはできないと考えております。

今回の一斉更新につきましては、平成 19 年の漁業法改正が行われてから初めてのものとございますので、許可隻数等の公示に先立って、この方針について長官通知をきちっと発出したいと考えております。

○山川委員長 よろしゅうございますか。

よろしく願いたします。

○黒萩指導監督室長 VMS の経費の負担の部分についてでございますけれども、今回の措置につきましては、漁業調整の円滑化と漁業取り締まりの効率化を図るという観点から、VMS の開発実証を行うという国の取組みに対しまして、関係する漁業者の漁船に VMS の端末を設置するというところでございます。そういった観点から、全面的に国の負担で実施させていただきたいと考えているところでございます。

一方、先行するカツオ・マグロ漁業などにつきましては、現時点において国際的な枠組みで VMS 端末の設置が義務づけられたに対応するため、対象となるすべての漁船について指定省令で義務づけているわけでございます。既に全船の設置が国際的にも国内的にも義務づけられているこのような漁業に対して、直接的な予算措置をすることは困難であるということでございます。

○山川委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。宮島委員、よろしく願いいたします。

○宮島委員 先ほどから VMS の設置のお話が出ておりますので、海区漁業調整委員の立場から一言意見を申し上げたいと思います。

全国に海区漁業調整委員会は連合も含めまして 72 ほどございますけれども、いろんな顔をもっております委員会であります。沿岸漁場の秩序の維持等に今まで重要な役割を果たしてきたと思っております。

そういう中で、特に近年際立って全国の海区から要望が多いのは、沿岸漁業と指定漁業の調整についてでございます。個々には生々しいいろいろな話もありますけれども、今まで委員の皆さんあるいは水産庁の担当課長の皆さんが話されたような内容の違反などがあります。特に指定漁業に対する VMS の設置の要望が多いというのが現状でございます。

御承知かと思えますけれども、海区の委員というのは、公選で選ばれる方々と知事選任の学識経験者、公益代表などがおりますが、委員は勿論沿岸漁業者が多いですけれども、指定漁業者の方々も随分入っておられます。各地の委員会の代表者、会長さんですけれども、指定漁業を営んでおられる方も結構いらっしゃるわけでありまして、そういう中にありましても、やはり今のような問題が多く提起されております。委員会として提起されております。

ちょっと大きなことを申し上げますと、かつて日本の漁業者というのは八十余万人以上いたかと思えます。今は 20 万人そこそこです。指定漁業を営んでおられた方々は随分減少しましたでしょうけれども、沿岸漁業者の減少というのははなはだしいものがあります。地域によっては、漁業集落そのものがなくなってしまったところも随分たくさんあります。このままでいきますと、近い将来 20 万人を割り込むのは必至の情勢だと思われま。

先ほど来の資料の中にありましたように、指定漁業も日本の食糧タンパク確保のために大変重要な役割を果たしておられるとは思いますが、でも、沿岸漁業もまた同じ状況です。沿岸漁業は更に雇用の場の確保でありますとか、漁村集落の維持、発展などやはり重要な役割を果たしていく責任があると思えます。そう考えますと、沿岸漁業と指定漁業という

のは決して敵対するものではなくて、両者が協力して漁業という産業を発展、繁栄させていくものでないかと思えます。

私どもはこれまで各海区の委員会から、指定漁業へときには失礼なことを言ったりしましたけれども、数々の要望、指摘等をしてきました。それは実際の事実に基づいて行ってきたと考えておりますけれども、あるいは地域の中では誤解とか思い込みがもしかしたらあったかもしれないと思えます。そういうことを考えますと、沿岸漁業者と指定漁業者の方々が十分に話し合ってきたか。水産庁にも大変お骨折りをいただいておりますけれども、そういう信頼関係がつくられてきたかということ、そうではないと思えます。今後も信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築が何よりも大事なのではないか。そういう見地に立ってみますと、VMSの設置や沿岸漁業者と指定漁業者、沖合漁業者等との話し合いといえますか、信頼関係に基づくあるべき姿をつくるというのが非常に重要なことではないかと思えます。そういう意味で、今回の方針の案がこのように適切に推進されていってほしいと思えます。

意見として申し述べさせていただきました。

○山川委員長 ありがとうございます。

信頼の醸成が何よりも重要ということで、そのとおりだと思います。

野村委員、よろしく願いいたします。

○野村委員 今、宮島委員さんから、沖合も沿岸もお互い誠意を持って話し合いを続けていかれたらということですが、私もそのように思います。何でいがみ合うのかと思うんです。沿岸にしろ、沖合にしろ、厳しい状況はどちらも同じなんです。ですから、お互いの立場に思いをやって、同じ海を生業とする漁業者同士ですので、最後まで話し合ってお互い譲るところは譲る、そういう感じで、とにかく話し合いを続けることが一番大事なのではないかと思えます。

それから、私は大中型まき網なんですけど、批判もありますけれども、まじめにやっている漁業者もおります。どうかひとくくりにしなないでいただきたいと思えます。

○山川委員長 貴重な御意見をありがとうございます。

長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 今、皆さん方からもお話がありましたように、やはり早く信頼関係を作り上げて、日本の漁業界全体の話し合いが進んだ中で、しっかりとした方向性を見据えていく、そのようなことを早く進めていただきたいというのが念願でございます。そういうものができ上がり、VMSなどを付けなくても、沿岸も何も心配しないという状態をつくるのが一番の話だと思っております。

私は冒頭に3つのことを申し上げました。この3つのことがセットで動いていかないと、なかなか先に進まないのではないかと。先ほど長谷課長からも沿岸との調整問題、片側で沿岸は外へ出て行けと言うし、沖合は出られないと言うし、こういうことだけを部分的にやっても、もう限界がきているというのは、皆さん方、御存じのとおりかと思ってい

ます。それでも国の方にはいろいろと御努力をいただいているところだと思いますが、片側でしっかりと管理なり違反に対する厳正な対応をしていただく上で、いろんな関係を作っていくことだと思っておりますし、一番の問題は今の200海里の中で、どういう全体の体制でやっていくのかということについて、そろそろ考えなければいけない。そのときには既に沖合の漁業、特に遠洋漁業は国際的な競争の下に置かれているわけですから、本当の今のトン数の制限であるとか、さまざまな規制がかかっている中で、そういう船を今のもうかる漁業等で作っていくだけで、本当にあと20年、30年、しっかりとつのかどうかということについて、皆さん方はいろんな問題意識を持っておられるんだと思っております。ですから、こういうことについて、早く動き出さなければいけないということだと思っております。

新船建造もできないし、先ほど高橋委員からもあった安全性の問題も確保できない船では、乗組員なりが来ないわけですから、そういう問題意識が皆さんの共通であるわけでございます。ただ、橋本課長が言われるように、今の制度からいったら、今の中でしっかりとやってきているんだということかと思っておりますが、漁船漁業なり沿岸漁業の実態というのは、就業者の高齢化なり船齢の高齢化で、これであと何年もつのかというところまできてしまっているわけでございます。そういった意味では、繰り返しになりますけれども、早くそういう信頼関係を持った中で、しっかりと国内での前に向けた議論が行われる必要があると思えます。

私は何も来年8月の一斉更新に向けてそういう体制をつくり上げろと言っているわけではありません。10年先、15年先、あるべき姿を国がしっかりと描きながら、それに向けての対応を進めるべきだと申し上げているところです。そういった意味では、今回の一斉更新小委員会なり資源管理分科会でその議論をやるというのは、まだ難しいと思っております。国の方で外部の有識者を中心に、10年先の漁船漁業をどういう形で考えていったらいいのかということについて、検討の場を持っていただきたいと思っております。そういう中で、これだけの長い歴史なり、力なり、経験を持っている我が国の漁業ですから、日本の漁船漁業の体制をもう一回つくり上げることによって、私は50年、100年もつ漁船漁業の体制ができると思えます。ただ、今、それを放置して、20年、30年超えている漁船をそのまま放っておいては、もうそういう世界は見えないんだと思っております。そういった意味で、幅広い方々の知見をこの中で検討いただく、そういう動きを国の方でもお願いできればと思えます。

○山川委員長 ありがとうございます。

重要な御提言をいただいたということで、御提言を基に今後どういった方向に向けていくのがいいのかということを考えていく。そういったことで、水産庁は承ったということによろしいですか。

○宮原水産庁次長 一言だけよろしいですか。挨拶の時にも言いましたけれども、5年すると、いきなり調整問題が始まるんです。非常に奇異なものがありまして、これは5年間

の間には余りトラブルの話を聞いていないにもかかわらず、5年するとラインを変えるんだという騒ぎが起こったりする。これは、今、何人かの方々がおっしゃったとおり、コミュニケーションが日常でよくとられていないということでもあるのではないかという気がしています。

今回地震の関係でかなり人手が裂かれてしまっていて、現場の人たち同士の話し合いの場を設けるとか、そういうところは少し力が足りなかった部分があるかと思いますので、これからもやっていかなければなりません。

ただ、1つおわかりいただきたいのは、地震の復興のときも一緒なんですけれども、だれか偉い人が来て、格好いい絵を描いたらそういうふうになるかということ、ならないんです。それは現場、その場の漁業に従事している方、特に最近私が常々思っているのは、長老ではなくて、次を背負っていく人たちの意見をよく聞くことが大事になっていると思っています。そういう場を、またこういう場とは別に設けていかなければいけないと思っています。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等はございますか。八木田委員、よろしくお願いします。

○八木田委員 今、全体的にまとまった話が出た中で、サンマの話になって恐縮なんですけれども、資料3の一斉更新についての処理方針の素案の中で、第1の3のところで、漁船自体の安全性を向上させるための対策が求められているということです。高橋委員から発言がありましたように、船体の構造上の問題もありますが、海難事故というのは、そればかりではない、労働環境、労務環境の中からも起きる状況があります。

私どもサンマ業界でも、漁獲量重視、TACが決められた中で、数量を確保しよう、その数量を獲らないとほかの業界に配分されてしまうのではないかという業界内部の恐怖心の中から、非常に無理した操業を強いられてきた。TACの数量が増えて、フリーで操業してきた中で事故が物すごい増えてきたという実績を持っているんです。

今年などは数量重視、漁獲量重視から、基本的理念、魚だけではなくて、乗っている乗組員の部分も含めて安心・安全操業できるような形に持っていこうという中で、操業体制を引いてきているわけです。

4の中では、資源水準が悪化している漁業について、漁獲量重視の操業体制から収益性重視の操業体制への転換が急務となっているとありますが、更に私どもサンマの場合には、資源量は安定しているんです。今、若干下がって中位にある中で、先ほど午前中の議論の中でもあった話なんですけれども、安定した資源量をいかに継続して利用していくかという観点の中で、無理な漁獲努力をしないで操業できれば、一番経費がかからないで操業できることになります。沿岸漁業にTACを多く配分してくれると、経費の面でも、時間的な部分でも削減された中で操業できる形になりますので、資源が悪化した漁業だけではなくて、安定している漁業についても、無理のない操業、持続可能な漁業の構築体制を組めるような体制をこういうところでも明文化してもらいたいと思っております。

最後の方になってしまったので、重複する部分があるんですけども、乗組員の船舶職員の基準の件ですが、これらの部分も一斉更新の機会発言する機会をいただきましたので、基準を緩和してほしい部分があります。

今般、被災絡みで検討した部分に関して、機関出力場力が千四百何キロワットまで認められているんですけども、そうしたときに、機関部員の職員の絡みが、今までは1人で十分に操業していたところが4級、5級、船によっては5級、4級と2人職員が必要になってきたりする部分がありますので、基準の見直しも含めて一緒に検討してもらいたいと思います。

あと、今、もうかるなどの体制の中で検討されてきているんですけども、かつてマグロで被代船処理事業といったものがありました。ああいった形で被代船の処理の仕方について、過去に起きた問題の中で、景気のいいときにつくった船が、被代船の方が海外に流れていった。それが漁業を圧迫したという部分があります。サンマの世界にも、中古サンマ船をロシア側に売ったということがありますので、これは国内として絶対に避けるべきだと思っていますので、この辺の管理、監視、被代船処理等々を含めた中で、そういった事業を進めてもらいたい。

今後、補助の体制でそういう船を手当する場合には、それらの部分も条件に組み入れてもらいたいと思います。

外国人の雇用関係などもスムーズにできるように、御検討していただきたいと思います。以上です。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

安全面が無理のない操業といったことも明文化してもらいたいということでした。そのほか2点ほどあったかと思いますが、水産庁からこれに対して何かコメントございますか。

○八木田委員 コメントは要らないです。

○山川委員長 御意見としていただいたということで、処理させていただきます。

ほかに御意見ございますか。高橋委員、よろしく願いいたします。

○高橋委員 処理方針の2ページ目の「第2 基本的処理方針」の(1)と(2)です。

まず(1)で、今回震災に遭ったサンマ船、イカ釣り漁船の許可隻数は前回と同じだということで、減船・廃業しないということなんでしょうけれども、この中で、例えば遠洋マグロの許可をもって被災をして、いわゆる漁具そのものが流失をしたということで、漁ができない状況の船については、当然ここでつなげていただくと理解しているんですけど、そのとおりでよろしいのかということが1点です。

(2)です。非常に難解な読み方をしなければならないと思っているんですけど、我が国周辺地域で操業可能なイカ釣り漁船、イカ釣り漁船の許可というのは、私は1本だと思っていたんです。前回の一斉更新で、中型も大型もないということで、中型の業者は皆さんは、例えば300トンでも400トンの船もつくれるんだという感覚でいたんですけど、ここで

は恐らく操業可能なイカ釣りは、旧中型イカ釣りのことですね。それ以外の船は多分昔の大型の規制ラインから、旧大型船は入るなということの許可でよろしいんですか。そうであれば、旧中型船のトン数を 185 トンから 200 トンにアップをしたいということでもよろしいですね。わかりました。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

おおよそ御意見もいただいたと思いますので、この辺で本日の議論は終えたいと思います。

事務局におかれましては、本日の各委員からの御意見等を踏まえて、次回、小委員会で処理方針の案を提示していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題「(4) その他」につきまして、何かございますでしょうか。委員の方、よろしいですか。

事務局から「(4) その他」ということで、何かありますでしょうか。

○橋本企画課長 次回の小委員会につきましては、年明け1月中旬ごろに開催したいと考えているところですが、日時につきましては、追って調整の上、御連絡させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山川委員長 それでは、以上をもちまして、本日の「一斉更新小委員会」を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。